長野市農業委員会 第10回総会議事録

1 日 時 令和2年11月30日(月)

開始時刻 午後1時30分 終了時刻 午後2時50分

2 場 所 会議室 203 (第二庁舎 10 階)

3 出席委員

2番 池田 昌子 3番 青木 保 4番 曽根 信一 5番 田中 章一 6番 岡村 豊 7番 鈴木 洋一 8番 青木 明夫 9番 小林 清男 11番 佐藤 太吉 12番 小滝 愛子 13番 北村 守 14番 中島 清 15番 林部 安壽 羽田 16番 悟 17番 中澤 澄夫 18番 関 正和 19番 吉原 俊夫 20番 松田 光平 21番 酒井 昌之 22番 塚田 厚 23番 和田 修

2 4 番 北原 幸平 2 5 番 北村 正彰

4 欠席委員

1番 善財 良治 10番 村田千代春

5 会議に出席した職員

農業委員会事務局

事務局長 村松 昭 事務局長補佐 竹下今朝光 事務局長補佐 小林 達也 事務局長補佐 川浦 昇 事務局長補佐 竹内 晃仁 係 長 大前 健 係 長 西澤 忠 主 事 岡田 悠希

農業政策課

係 長 小林 博樹 主 事 越坂 雅也

6 議事

(1) 農地法等に係る事項について

議案第87号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第88号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第89号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第90号 長野市空き家取得者が取得する特定農地の指定について

議案第91号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用 集積計画」の決定について

議案第92号 農振除外等に係る意見聴取について

議案第93号 非農地決定について

議案第94号 別段の面積(下限面積)について

報告第38号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第39号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第40号 農地法第4条の規定による農業用施設(2a未満)の届出について

報告第41号 農地法第5条第1項第7号目的の買受適格証明について

(2) その他農業委員会業務に係る事項について

議案第95号 令和2年度県外視察研修について

曽根会長代理

本年も残すところあと一ヶ月となり日々寒さが続きます。また、予報では雪が多いのではないかとの予想がされておりますので天気予報等に注意したいと思います。会長代理の曽根です。本日の進行を務めさせていただきます。

初めに農業委員会憲章の唱和を行います。お手元に農業委員会憲章をお配りしてございますので、ご起立をお願いします。

私が、長野市農業委員会憲章1行目の「長野市農業委員会は」 まで申し上げますので、続いてご唱和をお願いします。

【農業委員会憲章唱和】

曽根会長代理

ご着席ください。ただ今から、第10回総会を開会します。お手元に総会次第及び資料を用意しておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。本日の総会につきまして、現在の出席委員数は在任委員25名中23名で過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、総会は成立しております。参考までに、欠席委員は、議席番号1番善財良治委員、議席番号10番 村田千代春委員です。

挨拶ですが、はじめに青木会長よりお願いいたします。

青 木 会 長

皆さんご苦労さまです。ふじの収穫が最後の追い込みに入っておりますけども、今年は例年にない、少なくとも私の家では色も良く、大きさも良く、そして味も良くということで、素晴らしいリンゴがなりました。全国のお客さまに毎日、発送しておりますけども、あちらこちらのお客さまから「おいしい」と言われまして、リンゴ作りをやっていてよかった、農業をやっていてよかったという日々、忙しい中ではありますけども感じております。昨年の被災を考えますと、まさに二重、三重の喜びだと現在は思っております。

さて、コロナ禍の感染がまた拡大し始めました。第3波襲来ともいわれておりますけども、市内の新型コロナ感染症の新規感染者の数も大幅に増加していることに伴い、長野県も11月14日に、長野圏域の感染警報レベルが4に引き上げられ、新型コロナウイルス感染特別警報が発出されております。身近な人や組織が感染に関係する情報に接し、感染拡大が身に迫っていると感じております。一方で、委員の皆さまには新型コロナウイルスを過度に恐れることなく、また決して侮ることなく、今まで以上に基本的な感染予防対策、3密の回避、マスクの着用、手洗いや手指消毒、検温、十分な換気の徹底をお願いします。

ここに来て、予定しておりました事業の多くが中止、若しくは縮小等の見直しが余儀なくされております。12月17日に開催予定でありました長野地区農業委員会シンポジウムは、残念ですが、この影響で中止といたしました。令和元年東日本台風

災害から受けた教訓をテーマに、当農業委員会の委員の皆さん に事例発表などのご準備をいただきました。この内容は、場を 改めて発表の機会を確保したいと思っております。

また、JA幹部と農業委員会委員による情報交換会も年内の計画をしておりましたが、コロナ感染の状況が落ち着くまで延期しましょうという双方の確認ができております。今後の活動はこの状況を鑑み、軌道修正をしながら進めていくことになると思います。

各地区で、人・農地プランの実質化による話し合いを進めて おります。過日の県農業委員会大会の特別講演で、地域の未来 設計を描く話し合いの方法を、澤畑先生より学ぶ機会がありま した。実践の話し合いに使えるお話でした。また、松本市農業 委員会との交流会で学んだワークショップ実践研修会も活用 しながら、地区での話し合いを盛り上げていただけたらありが たいと思っております。人・農地プランの実質化の取り組みは、 11月18日に開催した長野市農政懇談会の場においてもテーマ として挙げ、関係部門の理解と支援を求めました。この長野市 農政懇談会は、加藤市長をはじめとする市長部局、長野市経済 振興議員連盟、長野市農業協同組合協議会、そして私たち農業 委員会で構成されておりまして、今年は農業委員会が幹事役と して会議を設営いたしました。通常、この顔ぶれが一堂に会す る場はこの会議のみで、長野市農業振興の基幹部門の集まりで 貴重な場となります。この中で、農政課長より改めて人・農地 プランの実質化による地域での話し合いの重要性を訴え、農業 委員会からは議員各位の参加やJA関係者のさらなる支援を お願いしました。今後、この会議をさらに有効的に活用し、施 策具現化に向けた継続フォローを進めていきたいと考えてお ります。いずれにいたしましても、話し合いの山場はこれから です。私の綿内地区でも12月10日に認定農業者のみを対象と した地域農業の議論の場を設けました。1月には就農女子のみ を対象とした話し合いの場も計画中です。できるだけ多くの就 農関係者の声を吸い上げて、プランを作成する予定です。

話は変わりますけども、11月11日に開催された長野県農業委員会大会で、当委員会の先輩委員の皆さまがたが功労表彰を受賞いたしました。全国農業会議所会長表彰を、前々の委員会会長を歴任いただいた真島の小山英壽様また、長野県農業会議会長表彰を、前会長であられた小島誠様、そして本日、この会にご出席いただいております酒井昌之様が受賞されました。いずれも農業委員会活動を10年以上携わってこられ、残された功績は非常に高く評価されております。委員のご提案で、長野

市農業委員会も、ご三方にその功績に敬意を表するとともに、 心より祝意を申し上げ、ささやかではございますが、記念品の 進呈を考えております。

12月1日から来年1月を、長野市農業委員会の農業者年金の加入促進月間と設定しました。既に制度の中身については、事務局担当の曽根係長からも地区調査会において説明を受け、ご理解をいただいております。最近、私も県の関係会議に参加して感じることは、長野市が他市に比較して加入率が低いことを感じました。制度をよく理解されていないのか、推進活動の熱が足りないのか。専業農業者にとっては、老後の生活保障制度は他業種に比較して低いことは現実であります。その補填を、この制度を活用して充実していくことが大きな目的です。特に20歳から39歳までの就農者で未加入の方には、ぜひともお勧めの制度です。女性専業者の方には一度、声を掛けていただけませんか。少しでもお話に興味を持たれたら、JAの窓口や事務局にご一報ください。お願いします。

最後に、今年も多くの農家創設を審議してきましたが、その中で、外国籍を持たれた就農者が家族で懸命に農業に取り組む姿を目にすることが最近、散見されます。荒廃農地や有機農地を地元の高齢者就農者から賃貸され、時には所有権取得して、野菜や果樹栽培に取り組んでおられます。多くは半農半Xのパターンですが、地域の中に入り込み、地域活動にも一役買っていただいている姿を見るにつけ、元気をいただき、農地保全活動に力が入ります。これは私も、地元にそういった方もおられて、その姿を見て、心に感じたことを皆様にお伝えします。

本日も、幾つかの議題を準備させていただいていますけど も、活発なご意見を拝聴できればありがたいと思っています。 以上で、簡単ではございますけども、私の挨拶といたします。

曾根会長代理村松事務局長

続きまして、村松事務局長より、挨拶と報告をお願いします。 委員の皆さまには、第10回総会にご出席を賜りましてあり がとうございます。それでは何点か報告を含めまして、ご挨拶 を申し上げます。

初めに11月2日ですが、安曇野・松本市への県内視察、11月5日には東御市と19市の農業委員会長と事務局長の合同会議、さらには11月11日には第5回長野県農業委員会大会で、先ほどご案内がありました小山さん、小島さん、酒井さんの3名が受賞されたわけでございます。11月前半は中信方面への出張が多くなりましたが、ご参加いただいた委員の皆さまには大変お疲れさまでした。また、研修出張では県外研修を予定しておりますけれども、今後のコロナウイルスの感染状況も考慮し

た中で、後ほど実施内容について、ご提案をさせていただきたいと存じます。また、今、お話ししたとおり、受賞された3名の方が、今月の広報ながのに長野市の表彰式ということで、124名の方、また4団体の方が表彰されています。市長を囲んで写っている写真がありますので、ご覧いただきたいと存じます。

次にコロナウイルス感染状況ですが、11月29日現在、長野 市内で11月が174例、4月から263例ということで、11月が 66%ということで、今月に入って多くの感染者が出ています。 それに伴って県内は703例、国内全体では14万7,467例とい うことで、ご案内のありましたとおり長野地域は警戒レベル 4、その他の地域は3に引き上げられております。感染者の増 加に伴って、市内の接待を伴う飲食店約300店の従業員のうち、 希望される方には PCR 検査を実施しておりますが、とにかく予 防対策としてマスクの着用、3密を避け、定期的な部屋の換気、 手洗い、うがい、アルコールの消毒等、感染予防の徹底をお願 いします。また、市の感染予防対応方針(12月1日以降)をお 手元に配布させていただいておりますので、後ほど、ご覧いた だきたいと存じます。私も今月、インフルエンザの予防接種を してまいりました。お医者さんによると、コロナの関係で、今 年はインフルぐらいは予防接種をしておいた方がいいのでは ないかと言っていましたので、まだ接種されてない方は早めに 接種されるようにお願いしたいと思います。

続きまして、令和元年の東日本台風災害の関係ですけれども、昨日ですか、長沼地区でボランティアの方をリンゴ狩りに招いたという報道がされておりました。ということで、今までお金の関係では、令和元年度・2年度、農林業関係の災害復旧費としまして168億円余りということで、予算復旧に取り組んでいる中でございますけれど、被災農地のマッチング状況につきましては、全体被災面積35haのうち19haの54.3%のマッチングができていて、残りが45.7%、16haということで、主には北部地区の長沼地区が中心になるかと思いますけれども、長沼、篠ノ井、松代、若穂を含め、まだ16ha余りのマッチングができていないということですので、市の公社が窓口になりまして、人・農地プランの推進に合わせて、引き続き農業委員、推進委員の皆さんにお力添えをお願い申し上げたいと思います。

続いて種苗法の改正案が衆議院で可決され法案が成立される見込みということですけれども、これにはいろいろと賛否両論があろうかと思います。皆さまは、どうお考えでしょうかというところでございます。

それから 2020 年の農林業センサスが、昨日、農林水産省から

速報値ということで発表になりました。就農人口、農業経営体数は全国で107万6,000人ということで、前回調査が平成27年、5年前に比べると21.9%の減。それから前々回、10年前に比べると35.9%減っているということで、まだ長野県とか長野市の詳細の状況は分かりませんけれども、非常に多くの減少率となっており危惧されるところでございます。

それから12月の市議会関係、今日、鈴木、松田両市議に出席いただいておりますけれども、11月26日に開会で、12月14日まで開かれます。また、一般質問は12月2日、3日、4日と予定しており、農業施策の関係でも質問される議員がいらっしゃいますので傍聴等をお願いしたいかと思います。それから本議会の中では、長野市の太陽光の発電設備の設置と地域環境の調和に関する条例の制定ということで、以前、ちょっと議論になったところでございますけど、条例の制定議案が上程されており、審議される予定になっております。

最後に、明日から師走になりますけれども、コロナ・インフルエンザウイルス対策も含めて、体調管理には十分気を付けて、ご活躍いただきたいと存じます。

本日の議事事項は、農地法の許可案件と議案9件、報告関係4件です。慎重審議をお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

曽根会長代理

続きまして、議長就任ですが、長野市農業委員会総会会議規 則第6条の規定により会長が議長となっておりますので、青木 会長に就任いただき、議事進行をお願いいたします。

議 長

規定によりまして、私が議事進行をさせていただきます。

最初に、議事録署名人の指名を行います。議席番号 21 番 酒井昌之 委員と議席番号 22 番 塚田 厚 委員にお願いします。 議事に入る前に確認いたします。農業委員会等に関する法律第 31 条に、農業委員会の委員は、自己または同居の親族、もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとの規定がございます。本日の議事案件に関しましては、議案第 91 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1項の規定による農用地利用集積計画の決定について において、お手元に配布いたしました別紙のとおり、関係委員が議事に参与することができない案件がございます。その他、事前にこの規定に該当するとの申し出はありませんでしたが、ここで再確認をいたします。本日の議案案件の中に、委員の同居親族、委員の配偶者が当事者、同意者、利害関係者などとなっている方がございましたら、お申し出ください。

【該当者なし】

議 長 ないと確認いたしました。

> 次に、議案の訂正等の報告をお願いいたします。農地法等に 係る事項について、事務局よりお願いします。

事務局 大前係長

議案の訂正事項について報告申し上げます。お手元の訂正表 をご覧ください。農地法議案7ページの5条の番号1の備考欄 でございます。訂正内容ですが、農地区分根拠法令「法5-2-イ」が「法5-2-1-イ」に訂正となります。また、許可基準・ 不許可の例外根拠法令、「法5-2-2非該当(非代替性)」が「法 5-2 但書(農業用施設)」に訂正となります。過日、調査会に て当箇所の訂正をお願いさせていただきましたが、その際に文 字の一部に誤りがあったため、改めて訂正のし直しをお願いさ せていただくものです。訂正は以上となります。

議 それでは農地法等に係る事項について審議を行います。 長

> 最初に、議案第87号 農地法第3条の規定による許可申請に ついて を議題といたします。事務局より議案の説明をお願い いたします。

小林事務局長補佐

初めに本日の資料ですが、調査会でお配りした農地法議案、 右上に本冊と入っているものの他、基盤法議案の別冊1、農振 法議案の別冊2がございます。

それでは、議案第87号 農地法第3条の規定による許可申請 について説明申し上げます。第10回総会 農地法等議案の1ペ ージをご覧ください。番号1番から3ページの9番までの9件 で、内容は所有権移転案件が6件、賃貸借権設定案件が1件、 使用貸借権設定案件が2件となります。また、1ページの3番 と4番、2ページの5番と6番の計4件、受人2名は農家創設 案件です。

申請案件の内容につきましては、全ての農地等を効率的に利 用して耕作を行うと認められない場合、別段面積に達しない場 合、周辺農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支 障が生じる恐れがある場合など、農地法第3条第2項の各号に 掲げる許可することができない要件について確認したところ、 該当しておりません。従いまして、いずれも許可要件を満たす と判断いたしました。ご審議のほど、よろしくお願いいたしま す。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました。本議案は、長野市農 業委員会規則第3条第8項の規定により各地区調査会で総会 に付すべき意見を検討いただいております。

> それでは1番から9番について、各地区調査会長から補足説 明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。 初めに、北部地区調査会長から1番と2番お願いします。

関 地区調査会長 番号1番、2番の2件について、地域との調和要件等、支障 の生じる恐れがないと認められるため、北部地区調査会では許 可相当と判断いたしました。

議 長 続きまして、西部地区調査会長から3番から6番お願いします。

岡村地区調査会長 番号3番、4番、5番、6番は、いずれも農家創設案件です。 調査会で検討した結果、許可条件に適合しており問題ないと判 断いたしました。

議 長 続きまして、中部地区調査会長から7番お願いします。 北村地区調査会長 番号7番は、定年後農業に取り組んでいる方が、さらに拡大 するということで、許可条件に適合しており問題ありません。

議 長 続きまして、東部地区調査会長から8番と9番をお願いします。

北村地区調査会長 番号8番は、高齢化のために受人に贈与されるということ と、9番は、旦那さんが借りる予定だったが亡くなってしまっ たということで、奥さんが受人となり家族全員でやっていきた いということであります。調査会で話し合った結果、許可条件 に適合しておりますので問題はありません。

議 長 これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明並びに各地 区調査会長からの報告について、発言のある方は挙手をしてお 願いします。

【質疑なし】

議 長 意見がないようですので採決を行います。議案第87号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員举手】

議 長 全員の方の挙手を確認できましたので、議案第87号につき ましては全てを許可といたします。

> 続きまして、議案第88号 農地法第4条の規定による許可申 請について を議題といたします。事務局より議案の説明をお 願いします。

小林事務局長補佐 議案第88号 農地法第4条の規定による許可申請について説明申し上げます。議案の5ページをご覧ください。番号1番の1件です。既存墓地を拡張して1区画を整備する転用案件でして、農振除外が令和2年10月22日に行われております。

その他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなって おり、許可要件に照らし立地基準等、特に問題ないと判断をい たしました。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました。それでは1番について、東部地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いします。

北村地区調査会長 番号1番は、10月に農振除外ということで除外された案件で ありまして、墓地を1区画整備していくということです。調査 会で話し合った結果、許可条件に適合しており問題がないとい うことで決まりました。

議

これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに地区調 長 査会長の報告について、発言のある方は挙手をしてお願いしま

【質疑なし】

議

意見がないようですので採決を行います。議案第88号を許 長 可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

長

議

全員賛成ですので、議案第88号を許可相当と決定し、申請書 に意見書を添付して県知事に進達いたします。

続きまして、議案第89号 農地法第5条の規定による許可申 請について を議題といたします。事務局より議案の説明をお 願いします。

小林事務局長補佐

議案第89号 農地法第5条の規定による許可申請について説 明申し上げます。議案の7ページをご覧ください。番号1番か ら、9ページの8番までの8件です。1番は、農地への進入路 を設置する転用案件で、農振の軽微変更が令和2年10月22日 に行われております。なお、農地区分根拠法令につきましては、 先ほど議案の修正をお願いしたとおりでございます。2番は、 幼稚園の保護者送迎用の駐車場を設置する転用案件です。3番 は、会社の運搬車両と社員用の駐車場を設置する転用案件で す。4番は、住宅敷地を拡張する転用案件で、こちらも農振除 外が令和2年10月22日に行われております。8ページをご覧 ください。5番は、来客用の駐車場と子どもの遊び場並びに宿 泊者用イベント広場への進入路を設置する転用案件で、4番と 譲渡人・譲受人が同じ方です。6番は、こども園、これは保育 園と幼稚園の双方の良さを併せ持ち、教育・保育を一体的に行 う施設ですが、こども園の駐車場を設置する転用案件です。9 ページをご覧ください。 7番は、輸送用大型トラックの駐車場 を設置する転用案件です。8番は、カフェ店の出店に伴い来客 用などの駐車場と屋外飲食スペースを設置する転用案件です。

以上、申し上げました申請案件の、その他の内容につきまし ては議案に記載のとおりとなっており、許可要件に照らし、立 地基準等、特に問題ないと判断をいたしました。

なお、先月の総会で許可すべきものとご決定いただき、県に 進達いたしました案件ですが、4条関係ではございませんでし たが、5条関係は8件の案件のうち7件は許可済みで、開発許 可が必要な自己用住宅の建て替えの転用案件につきましては、 まだ許可書が届いておりませんけれども、口頭で許可相当との 回答はいただいておりますので許可は間違いないものと考え ております。以上、報告を申し上げまして、ご審議のほど、よ ろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました。それでは1番から8 番について、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基 づいた意見の報告をお願いいたします。初めに、北部地区調査 会長から1番から3番お願いします。

関 地区調査会長 番号1番から3番の3件について、周辺農地の営農条件等に 支障が生じる恐れがないと認められるため、北部地区調査会で は許可相当と判断いたしました。

議 長 続きまして、西部地区調査会長から4番と5番お願いします。

岡村地区調査会長 番号4番は住宅敷地を拡張する転用案件、5番は駐車場等を 設置する転用案件です。2件とも許可条件に適合しており問題 ないと判断をいたしました。

議 長 続きまして、中部地区調査会長から6番と7番お願いします。

北村地区調査会長 番号6番、7番ですけれども、既存施設の拡張でありまして、 周辺農地の営農条件に支障が生じる恐れがないため調査会で は許可相当と判断いたしました。

議 長 続きまして、南部地区調査会の吉原委員から8番お願いします。

南部地区調査会 村田調査会長が欠席ですので代理でお願いします。地区調査 吉 原 委 員 会で検討しました結果、許可要件に適合したため問題ないと判 断いたしました。

議 長 これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区 調査会長の報告について、発言のある方は挙手をしてお願いし ます。

【質疑なし】

議 長 なしと認め、採決を行います。議案第89号を許可相当とする ことに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の賛成と認めましたので、議案第89号は全て許可相当 と決定し、申請書に意見書を添付して県知事に進達いたしま す。

続きまして、議案第90号 長野市空き家取得者が取得する特定農地の指定について を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

小林事務局長補佐

議案第90号 長野市空き家取得者が取得する特定農地の指定について説明を申し上げます。11ページをご覧ください。番号1番の1件ですが、この件につきましては長野市空き家バンクと市長が適当と認める団体が運営するものに登録された、空き家に付随した特定農地の指定でして、8月に申請のありました信更町地区に続き、今年度3件目となります。

このたび農地1筆について申請があり、ご覧のとおり指定す る農地は、長野市浅川清水 792 番地にある空き家に付随する面 積 271 ㎡の畑です。通常、浅川清水地区の下限面積は 10 a です ので271 ㎡では所有権移転はできませんが、空き家に付随した 農地につきましては、空き家とともに取得する場合には農家創 設をすることなく、1 a 以上 10 a 未満で取得することができま す。また、この農地は、長野市空き家取得者が取得する特定農 地に係る別段の面積に関する要綱の基準である、区域の全部ま たは一部が遊休農地または耕作が可能な農地であること、所有 者またはその相続人による農地の維持管理及び農作物等の栽 培が行われる見込みがないこと、集団的な農地利用、農作業の 共同化、その他、周辺の農地等の効率的かつ総合的な利用の確 保に支障を生ずる恐れがないこと、空き家と農地の所有者が同 一であること、農地の権利設定がないことなどの要件を全て満 たしておりますので、空き家に付随した農地の指定につきまし て、ご決定をいただくものです。ご審議のほど、よろしくお願 い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました。それでは1番について、北部地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いします。

関 地区調査会長 この案件については、特定農地の指定に当たって特段の問題 がないと判断をいたしました。

議 長 これより質疑に入ります。ただ今の説明について発言のある 方は挙手をしてお願いします。

【質疑なし】

議 長 それでは採決を行います。議案第90号の特定農地の基準を 満たすものとして、原案のとおり空き家に付随する特定農地と して指定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成が確認できました。議案第90号は原案のと おり決定いたしました。

> 続きまして、議案第91号 農業経営基盤強化促進法第18条 第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について を議 題といたします。農業政策課より議案の説明をお願いします。

農業政策課越坂主事

課 議案第91号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定 事 による農用地利用集積計画の決定について説明申し上げます。

同法の基本構想を掲げた市町村においては、農林水産省令の定めるところにより、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めなければならないこととされております。その農用地利用集積計画の要件ですが、長野市基本構想に適合すること、農用地の全てを効率的に耕作し農作業に常時従事すること、利用権設定する土地について関係権利者の同意を得ていること、下限面積についてであり、以上の要件を満たすことを確認しております。

それでは、お手元の議案、別冊1の2ページをご覧ください。 所有権移転及び利用権設定の各件数及び面積はご覧のとおり で、総件数は177件、総面積は182,535.85㎡です。戻りまして 1ページをご覧ください。賃借・使用貸借の面積を期間別に示 したものです。合計数字は先ほどと同様で、今回利用権設定を 受ける方は66名、利用権設定をする方は124名となっており ます。

以上についてご決定いただきますよう、よろしくご審議をお 願いします。

議

長 それでは審議に入らせていただきます。まず、所有権移転関係について、順次、各地区調査会長から報告をいただき、質疑応答を行った上で、所有権移転関係だけ単独で採決を行います。次に利用権設定関係ですが、2から5の賃借権、使用貸借権について一括して報告していただきます。なお、6の農地中間管理事業(賃借権)と7の農地中間管理事業(使用貸借権)につきましては、法律改正により機構配分も一括して行うこととなっておりまして、農地中間管理機構が借り受け要件に合致した地域の担い手等に貸し付けるものですので、農業政策課からの説明のみとさせていただきます。その後、質疑を行った上で、一括採決を行う方法で進めさせていただきたいと思います。

また、お手元の別紙の案件につきましては、農業委員会等に 関する法律第31条第1項に該当しますので、関係する委員に 退席していただき、審査から採決までを単独で行いたいと思い ますが、よろしいでしょうか。

【異議なし】

議

長 それでは審議に入ります。初めに1の所有権移転関係の1番から18番について、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに北部地区調査会長から、1番から7番をお願いします。

関 地区調査会長 7件につきましては、原案のとおりでよいと判断いたしまし た。

長 続きまして、西部地区調査会長から8番お願いします。 議

岡村地区調査会長 許可条件に適合しており、問題ないと判断をいたしました。

続きまして、南部地区調査会の吉原委員から9番お願いしま 議

南部地区調査会 9番の所有権移転は下限面積を満たしており、問題ないと判 吉 原 委 員断いたしました。

議 長 続きまして、東部地区調査会長から 10 番から 18 番お願いし ます。

10番から18番までですが、調査会で協議の結果、議案どお 北村地区調査会長 り決定することで問題ないということで決まりました。

議 これより質疑に入りますが、委員が関係する案件があります ので、初めに別紙の委員が議事に参与することができない案件 を除いた所有権移転関係について質疑・採決を行います。先ほ どの農業政策課の説明及び、ただ今の地区調査会長の報告につ いて、発言のある方は挙手をお願いします。

【質疑なし】

質疑がございませんので、所有権移転関係につきまして採決 議 長 を行います。審議から除いた別紙の案件以外の所有権移転関係 について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求め ます。

【全員举手】

議 長 全員の賛成を確認させていただきました。

> 続きまして、委員が議事に参与することができない案件につ いて質疑・採決を行います。別紙の1段目、所有権移転関係の 8番については、塚田厚委員が関係しておりますので、退席を お願いします。

【塚田委員退室】

退席を確認しました。別紙の案件につきまして、先ほどの農 議 長 業政策課の説明並びに地区調査会の報告に発言のある方は挙 手をしてお願いします。

【質疑なし】

議 質疑がありませんので採決を行います。原案のとおり決定す 長 ることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員举手】

全員賛成です。 議 長

塚田委員の入室を許可します。

【塚田委員入室】

以上で、所有権設定関係につきましては、全て原案のとおり 議 長

決定いたしました。

続いて、2から5の利用権設定関係の審議を行います。利用権設定関係につきましては、2・6年未満(賃借権)が17件、3・6年から10年未満(賃借権)はありません。4・10年以上(賃借権)が2件、5・使用貸借件が11件です。初めに、北部地区調査会長から検討結果をお願いします。

関 地区調査会長

全て原案のとおりでよいと判断いたしました。

議 長

続きまして、西部地区調査会長からお願いします。

岡村地区調査会長

西部地区におきましても、問題ないと判断をいたしました。

議 長

続きまして、中部地区調査会長からお願いします。

北村地区調査会長 議 長

原案どおり決定することで問題ないと判断いたしました。 続きまして、南部地区調査会の吉原委員からお願いします。

南部地区調査会 南部地区調査会では、司吉 原 委 員 ないと判断いたしました。

南部地区調査会では、下限面積等の要件を満たしており問題

議 長

続きまして、東部地区調査会長、お願いします。

北村地区調査会長

長

東部地区ですが、原案どおり決定することで問題ありませ ん。

議

これより質疑に入りますが、委員が関係する案件があります ので、初めに、別紙の委員が議事に参与することができない案 件を除いた利用権設定関係について質疑・採決を行います。

先ほどの農業政策課の説明並びにただ今の地区調査会の報告について発言のある方は挙手をしてお願いします。

【質疑なし】

議

長 質疑がありませんので、利用権設定関係について採決を行います。審議から除いた別紙の案件以外の利用権設定関係について、原案のとおり決定をすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議

長 全員賛成の確認をいたしました。

続きまして、委員が議事に参与することができない案件について質疑、採決を行います。別紙の2段目、10年以上(賃借権)の2番につきましては、北原委員が関係しておりますので退席をお願いします。

【北原委員退室】

議

長 それでは別紙の案件につきまして、先ほどの農業政策課の説明並びに地区調査会の報告に発言のある方は、挙手をしてお願いします。

【質疑なし】

議

長 質疑がありませんので採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員举手】

議長全員賛成です。

北原委員の入室を許可します

【北原委員入室】

議 長 続きまして、別紙の3段目、農地中間管理事業(使用貸借権) の51番につきましては、曽根信一委員が関係しておりますの で退席をお願いします。

【曽根委員退室】

議 長 それでは別紙の案件について、先ほどの農業政策課の説明並 びに地区調査会の報告に発言のある方は挙手をしてお願いし ます。

【質疑なし】

議 長 質疑がありませんので採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の賛成を確認いたしましたので、曽根委員の入室を許可 します。

【曽根委員入室】

議 長 以上で、利用権設定関係につきましても全て原案のとおり決 定しましたので、議案第91号の審議を終了します。

続きまして、議案第92号農振除外等に係る意見聴取についてを議題といたします。農業政策課から説明をお願いします。

農業政策課小林係長

課 右上に別冊2と書いてある第10回農業委員会総会議案 農振 除外等に係る意見聴取についての1ページをお願いします。今 回の農業振興地域整備計画の変更は軽微変更1件です。2ページをお願いします。軽微変更番号1ですが、事業計画者・土地 所有者ともに○○さん、申出地は若穂綿内○○、地目は畑です。事業計画内容は農業用倉庫で、軽微変更面積131.63 ㎡、河東土 地改良区の受益地ですが土地改良事業の実施はありません。農地法は1種農地で、2 a 未満の農業用倉庫のため届出により見込みありで、開発許可は農業用倉庫のため許可不要となっております。除外5要件ですが、軽微変更は変更後も農業の用に供することから、⑤番の土地改良事業等完了から8年未経過については条件を満たす必要がないため、①から④番までの条件を満たしていることを確認しております。

その下の説明ですが、事業計画者は、水稲と野菜を 4,500 ㎡ ほど栽培している。現在、耕運機や農業用資材は自己所有農地にシートを掛け、その他の機械の田植え機、草刈り機は自宅周辺に保管をしているが、劣化を防ぐため、また防犯のため、自宅近くの自己所有農地に農業用倉庫を建設して保管をしたい

というものです。また、一部は農作業のスペースとして利用し たいということです。 3ページですが、こちらは位置図で斜線 の部分が申出地です。4ページは求積図と平面図です。上の平 面図の中に農業用機械の配置の図も示してございます。 5ペー ジは立面図ですので参考にご覧ください。説明は以上ですが、 ご審議のほどよろしくお願いします。

なお、先日の総会で、浸水時に産業廃棄物の流出等の恐れが あることから、引き続き調査をした上で意見を決定していくと 継続審議になっている、若穂牛島の○○の産業廃棄物の保管管 理施設ですが、現在、事業計画者が積替保管の許可手続き中で 今後、地元説明会を行い、同意を得て、許可見込みのあること を確認してから進めていくため保留といたします。以上、よろ しくお願いいたします。

議 長 ただ今、農業政策課から説明がありました。それでは東部地 区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報 告をお願いします。

北村地区調査会長 1番の軽微変更の農業用倉庫ですが、農機具の劣化を防ぐこ とと防犯のために造るということですので、除外要件を満たし ていることから特に問題ないということで判断しました。

> また、農振除外の継続審議ということで、それも保留という ことになっております。

これより質疑に入ります。ただ今の地区調査会長の報告につ 議 いて、発言のある方は挙手をしてお願いします。

【質疑なし】

ありませんので採決を行います。議案第92号の軽微変更案 長 件について、用途区分を変更することが相当と決することに賛 成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

全員の賛成を確認しましたので、議案第92号は用途区分変 長 更することが相当と決定し、長野市長に参考意見を提出しま す。

> 続きまして、議案第93号 非農地決定について を議題とい たします。事務局より議案の説明をお願いします。

小林事務局長補佐 議案第 93 号 非農地決定について説明を申し上げます。農地 法等議案の13ページをご覧ください。

16

非農地決定ですが、農地利用状況調査で山林・原野と判定さ れた農地につきましては、農地所有者に調査結果と非農地通知 交付申請書を送付いたします。農地所有者から非農地通知交付 申請書が事務局に届き、総会で非農地決定を議決いただきます と、農地所有者本人へ非農地決定通知書を発行し、この時点で

議

農業委員会の農地台帳へも非農地として反映させます。また、 農地所有者は送付された非農地決定通知書を添付して法務局 で地目変更登記を行うことができます。

表の下に集計が載っておりまして、今月ご決定いただくものは、山林3筆、原野5筆の計8筆で、面積は延べ5,997.00㎡です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をしてお願いします。

【質疑なし】

議 長 ないようですので採決を行います。議案第93号を原案のと おり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の賛成を確認しましたので、議案第93号は原案のとおり決定をいたしました。

続きまして、議案第94号 別段の面積(下限面積)について を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

小林事務局長補佐

議案第94号 別段の面積(下限面積)について説明申し上げます。本日お配りいたした資料1をご覧ください。

別段面積につきましては、農地法第3条第2項第5号で定められておりまして、毎年1回、地区別の別段面積が適切であるか検討いただいているもので、先週の各地区調査会におきまして、2点についてご審議をお願いいたしました。

1点目は、地区別の別段の面積です。2の別段面積の算定方法と地区別面積をご覧ください。面積の算定には農林業センサスの経営耕地面積規模別農家数を活用し、10 a 単位で集計した設定区域内の規模別農家数が35%を超えるところで設定していることや、平成29年2月1日から長野市やまざと振興計画の対象となっている中山間地域の浅川、小田切、芋井、篠ノ井の信里、松代の西条と豊栄、若穂の保科、七二会、信更、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条の別段面積は、新規就農促進の一助とするため一律10 a としたことなどを説明させていただきました。これにつきましては、見直しの基準となる2020農林業センサスの詳細結果の公表が来年度の秋頃と見込まれ、新しい統計数値で計算ができないことを報告させていただいた上で、事務局としましては現行のままとしたいと考えておりますが、見直しの必要があるか、ご審議をお願いしたいと思います。

2点目は、空き家に付随した農地の下限面積です。3の空き家に付随した農地の別段面積をご覧ください。昨年度、要綱制定のご検討をいただき本年4月から施行しているもので、長野市空き家バンクと市長が適当と認める団体が運営するものに

登録されている空き家に付随した農地が対象となっておりま す。指定の要件としまして、市街化区域以外の農地であること、 別段の面積は1 a 以上 10 a 未満であること、農地は空き家に隣 接し、または近接することということで、宅地に地続きか、水 路・農道等を挟んで隣接していること、空き家と農地の所有者 が同一であること、また、3年以上継続して取得した空き家に 居住し農地を耕作することなどが要件となっていることを説 明させていただきました。本年9月末現在、長野市内には49件 の空き家バンク物件があり、このうち農地を有する物件は14件 で、いずれも空き家に付随した農地に該当していることや、信 更町田舎暮らしを支援する委員会との懇談の経過また、長野県 宅地建物取引業協会長野市空き家バンク部会での講演での反 応などを説明させていただいた上で、事務局といたしまして は、要綱制定から1年に満たないということもあり、現行のま まとしたいと考えておりますけれども、見直しが必要であるか ご審議をお願いしたいと思います。

以上2点について、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局から議案第94号について説明がありました。 それでは各地区調査会長から、検討結果について意見の報告 をお願いいたします。初めに、北部地区調査会長からお願いし ます。

関 地区調査会長 事務局から説明がありました別段面積は、原案のとおりでよ いと判断をいたしました。

議 長 続きまして、西部地区調査会長からお願いします。 岡村地区調査会長 西部地区は特段意見もなく、原案どおりで良いということで

議 長 続きまして、中部地区調査会長お願いします。 北村地区調査会長 中部地区でも原案のとおりで問題ないということです。 議 長 続きまして、南部地区調査会の吉原委員、お願いします。

南部地区調査会南部地区でも問題ないということでまとまりました。

議 長 最後に、東部地区調査会長、お願いします。

北村地区調査会長 東部地区でも原案のとおりで良いということで決まりました。

議 長 これより質疑に入ります。ただ今の地区調査会長の報告について、発言のある方は挙手をしてお願いします。

【質疑なし】

した。

吉原

委

員

議 長 ないようですので採決を行います。議案第94号の地区の別 段の面積と空き家に付随した農地の下限面積について、現行の とおりとすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議

長

全員の賛成を確認しましたので、議案第94号は現行のとおりとすることに決定いたしました。

続きまして、報告第38号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、報告第39号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について及び、報告第40号 農地法第4条の規定による農業用施設(2 a 未満)の届出についての3件について、事務局より説明をお願いします。

小林事務局長補佐

報告第38号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について報告申し上げます。もう一度、農地法等議案に戻っていただき15ページをご覧ください。番号38番から、16ページの45番までの8件です。農地を農地以外に転用する場合には、県知事の許可が必要ですが、市街化区域内の農地は、あらかじめ農業委員会に届ければ良いことになっております。4条の届出でして自己転用、いわゆる農地の権利移動を伴わない転用届です。いずれも市街化区域内の農地の届出で、内容につきましては記載のとおりとなっており、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので報告を申し上げます。

続きまして、報告第39号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について報告申し上げます。17ページをご覧ください。番号101番から、23ページの125番までの25件です。同じく市街化区域内の届出ですが、5条の転用届けで農地の権利移動を伴う転用届になります。内容につきましては記載のとおりとなっており、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので報告申し上げます。

続きまして、報告第40号 農地法第4条の規定による農業用施設(2 a 未満)の届出について報告を申し上げます。25ページをご覧ください。番号1番から、26ページの10番までの10件です。農業用倉庫等の農業用施設を整備する場合、施設に要する敷地面積が2 a 未満で要件に当てはまる場合は4条許可が不要ですが、農業委員会へ届出書を提出いただいております。内容については記載のとおりでして、このうち1番と4番は令和元年東日本台風災害による農業用倉庫の建て替えを行うものです。書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので報告申し上げます。

以上、報告案件の3件について説明いたしました。よろしく お願いいたします。

議

ただ今、事務局から報告第38号、第39号及び第40号について説明をいただきました。発言のある方は挙手をしてお願いします。

【質疑なし】

長

議

質問がないようです。報告案件ですのでご了解いただくよう お願いします。

続きまして、報告第41号 農地法第5条第1項第7号目的の 買受適格証明について、事務局より説明をお願いします。

小林事務局長補佐

報告第41号 農地法第5条第1項第7号目的の買受適格証明について報告申し上げます。議案の27ページをご覧ください。右側の備考欄にありますとおり、長野地方裁判所の競売案件で、3筆の農地の競売につきまして1件の申請がございました。農地を入札する場合、落札者が間違いなくその農地を取得できるかを確認するため、入札時の提出書類に当たり、農地として利用するために買い受けの申し出をする場合は農地法第3条の、農地以外に転用して利用するために買い受けの申し出をする場合は農地法第5条の買受適格証明書が、それぞれ必要になります。該当の農地につきましては、市街化区域にあり、競売参加者は転用を目的としておりますので農地法第5条の農地転用の届出の手続きに準じて行います。

内容につきましては記載のとおりでして、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により買受適格証明願を受理し証明しておりますので報告申し上げます。なお、この落札者が、今後、農地法第5条第1項第7号の転用届出書を提出していただくことになります。以上ですが、よろしくお願いいたします。

議

長 ただ今、事務局から報告第41号について説明がありました。 発言のある方は挙手をしてお願いします。

【質疑なし】

議

長 質問がないようです。これも報告案件ですので、ご了解をい ただきますようお願いします。

以上で、農地法等に係る事項の議事が終了しました。

次に、その他農業委員会業務に係る事項の議事に移りたいと 思いますが、案件が少ないので休憩を取らずに続けたいと思い ますけれども、よろしいでしょうか。

【異議なし】

議

長 異議がございませんので、その他農業委員会業務に係る事項 について審議をいたします。

議案第95号 令和2年度県外視察研修について を議題とい たします。事務局から本案件の説明をお願いします。

事務局 岡田主事

今年度の事業計画で令和3年2月に延期していた県外視察研修ですが、新型コロナウイルスの感染状況が見通せない中で、農業委員全員を対象に視察を行うことはリスクが高く、また長野市議会の議会運営委員会において、現状では今年度の視

察は実施・受入れ共に中止という判断をしている中で、今年度 については残念ですが、県外視察研修を中止とする提案をさせ ていただきます。

なお、代替案として、今年度の事業計画では2月に農業委員 と推進委員の合同研修会を実施する予定ですので、ここで外部 講師を招聘して、県外研修の代わりに実施したいと考えており ますのでよろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、議案第95号について事務局から説明をいただき、内容をご理解いただいたと思います。それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局説明について、発言のある方は挙手をしてお願いします。

【質疑なし】

議 長 提案の内容でご理解いただいたということでよろしいです ね。それでは議案第95号について、事務局の説明のとおり中止 とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、議案第95号の令和2年度県外視察研修 は中止とすることに決定しました。

> 以上で、予定しておりました議事が全て終了いたしました。 これで私の議長の任を解かせていただきます。ご協力ありがと うございました。

曽根会長代理 青木会長、議長の役、お疲れさまでした。以上で本日の議事 は終了しました。

以上で第10回の総会を終了といたします。お疲れさまでした。